

# 山口県介護施設等物価高騰緊急対策支援事業について

## 1 事業の目的

- 物価高騰の影響により、利用者へのサービス提供に影響が生じないように、介護施設等に対し、補助基準額を上限として、令和4年度下半期（10～3月）の食材料費の対前年増加額に係る経費を補助する。

## 2 補助対象事業者一覧

| (入所施設)             | (通所施設)          |
|--------------------|-----------------|
| ア 特別養護老人ホーム        | ア 通所介護          |
| イ 介護老人保健施設         | イ 通所リハビリテーション   |
| ウ 介護療養型医療施設        | ウ 地域密着型通所介護     |
| エ 介護医療院            | エ 認知症対応型通所介護    |
| オ 短期入所生活介護         | オ 小規模多機能型居宅介護   |
| カ 短期入所療養介護         | カ 看護小規模多機能型居宅介護 |
| キ 地域密着型特別養護老人ホーム   |                 |
| ク 認知症対応型共同生活介護     |                 |
| ケ 小規模多機能型居宅介護      |                 |
| コ 看護小規模多機能型居宅介護    |                 |
| サ 特定施設入居者生活介護      |                 |
| シ 地域密着型特定施設入居者生活介護 |                 |
| ス 養護老人ホーム          |                 |
| セ 軽費老人ホーム          |                 |

## 3 補助金の額

- 以下の①と②の額を比較して、低い方の額を補助金として交付する。

### ①食材料費の対前年増加額

$$\boxed{\text{令和4年度下半期の食材料費}} - \boxed{\text{令和3年度下半期の食材料費}}$$

### ②補助金の交付上限額

$$\boxed{\text{補助基準額}} \times \boxed{\text{利用者数}}$$

| 区分   | 補助基準額              |
|------|--------------------|
| 入所施設 | 10,800 円（利用者1人当たり） |
| 通所施設 | 3,200 円（利用者1人当たり）  |

## 4 申請手続き

- 本事業は委託実施を予定しており、申請書提出先は受託事業者となる予定ですので、申請先・申請方法等については決定次第別途お知らせします。

## 5 注意事項

- 食材料費の増加額を利用者に負担させているなど、事業所以外の負担としている場合は、補助金の算定対象外になります。
- 補助対象施設であっても、食事の提供を行わない利用者については、補助金の算定対象外になります。
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、宿泊サービスの利用者数に入所施設の補助基準額、通いサービスの利用者数に通所施設の補助基準額を適用します。